

CALS/EC 資格制度 継続教育取扱要領

(目的)

第1条 本取扱要領は「CALS/EC インストラクター」(以下、「RCI」という。)及び「CALS/EC エキスパート」(以下、「RCE」という。)の更新講習などの継続教育の必要事項を定める。

(継続教育)

第2条 継続教育とは、RCI及びRCEとしてCALS/EC資格制度施行規程第2条の目的を達成するために必要な活動のことであり、その活動に対して評価を与える取り組みである。

(継続教育の種類と評価)

第3条 継続教育の種類と評価は、別表1のとおりとする。継続教育を実施した者は、その記録を継続教育の記録申告書(様式継第1号、様式継第2号または様式継第3号)により提出する。継続教育の記録は、別表2に基づき、CALS/EC資格制度管理委員会が承認した者の評価を得るものとする。

(継続教育による評価の利用)

第4条 前条に記載する活動で得た評価は、次に掲げる手続き等に利用するものとする。

- (1) 更新に伴う審査に関して
- (2) その他、RCI及びRCEの活動評価に関して

(更新講習会)

第5条 削除

(更新講習会の実施)

第6条 削除

(更新講習会の申込書の提出及び受付)

第7条 削除

(更新講習会の受講料)

第8条 削除

(附 則)

この規則は、平成14年12月11日から施行する。

この規則は、平成16年12月2日から施行する。

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

この規則は、平成19年3月7日から施行する。

この規則は、平成22年6月10日から施行する。

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 CALS/ECに関わる継続教育の種類と評価方法 (RCI・RCE)

継続教育の種類	科目	ポイント	内 容	添付証明書類	記載する様式
講習会への参加	(1) CALS/EC資格制度事務局が認定した講習会への参加	20×回数	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省又はJACICが主催する講習会で、CALS/EC資格制度事務局が認定するもの。 地方公共団体、公団、公社、都道府県建設技術センターなどが主催し、JACICが支援・協力する講習会で、CALS/EC資格制度事務局が認定するもの。 認定された講習会は、CALS/EC資格制度ホームページに掲載される。 	受講者氏名が明記された受講証の写し	様式継第1号
	(2) 一般講習会への参加	10×回数	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、公団・公社、都道府県建設技術センター、JACICなど(以下、公的な団体という。)が主催する講習会。 講習会名称や、目次に、CALS/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALS/ECに関わる主題が明確なもの。 電子納品ツールなどの単なるソフトウェアの説明会を含めない。 	受講者氏名が明記された受講証の写し	様式継第1号
委員会等の活動	(3) 委員会、コンソーシアム等の活動	10×種類	<ul style="list-style-type: none"> 公的な団体が運営するCALS/ECに関わる委員会・コンソーシアム・タスクフォースなど。 構成委員としての活動期間が6ヶ月以上であること。 代理参加などは認めない。 	委嘱状の写し	様式継第1号
実務経験	(4) 講師経験(特定外部)	30×回数注)	<ul style="list-style-type: none"> 公的な団体及び教育機関が開催する講習会などの講師。 講習会名称や、目次に、CALS/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALS/ECに関わる主題が明確なもの。 講演者やパネリスト、研究発表者の経験も含める。 電子納品ツール、デジタル写真ツール等の単なるソフトウェアの説明会を含めない。 	講師氏名が明記された講師依頼状の写しまたは、講師氏名が明記された実績証明書類の写し	様式継第1号
				講師氏名が記載されていない講師依頼状の写し	様式継第2号
	(5) 講師経験(外部)	20×回数注)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が所属する団体以外で開催する講習会などの講師。 講習会名称や、目次に、CALS/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALS/ECに関わる主題が明確なもの。 講演者やパネリスト、研究発表者の経験も含める。 電子納品ツール、デジタル写真ツールなどの単なるソフトウェアの説明会を含めない。 	講師氏名が明記された講師依頼状の写しまたは、講師氏名が明記された実績証明書類の写し	様式継第1号
				講師氏名が記載されていない講師依頼状の写し	様式継第2号
	(6) 講師経験(内部)最大30ポイント	10×回数注)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が所属する団体内部で開催する講習会等の講師。 講習会名称や、目次に、CALS/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALS/ECに関わる主題が明確なもの。 	なし	様式継第2号

継続教育の種類	科目	ポイント	内容	添付証明書類	記載する様式
実務経験	(7) 説明員経験 (特定外部) 最大20ポイント	10×回数	・公的な団体が開催し、JACICが参加する展示会等で、JACICが指定・証明する説明員。 ・展示会名称や、目次に、CALS/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALS/ECに関わる主題が明確なもの。	JACICが発行する証明書の写し	様式継第1号
	(8) 実務経験 (外部)	30×回数	・外部の組織、機関のためのCALS/EC導入政策立案やアクションプログラムの策定、技術指導等のCALS/EC導入業務を担当すること。 ・受託業務契約書や作業計画書等の書類に技術者氏名が明記された者を対象とする。	業務への関与が明確な資料(ex.受託業務契約書、作業計画書等の該当部分で、技術者、発注者、業務名称、工期が明らかな書類の写し)	様式継第2号
			・公的な団体にCALS/ECに関わる政策策定、技術者普及等推進業務に従事する場合を含む。	なし	
	(9) 実務経験 (外部) 最大20ポイント	10×回数	・(8)の外部に対するCALS/EC導入業務を担当しながら、書類で技術者氏名が明記されない者。 ・公共事業実施機関が発注する電子納品対象業務・工事を受託し、担当すること。	業務への関与が明確な資料(ex.受託業務契約書、作業計画書等の該当部分で、技術者、発注者、業務名称、工期が明らかな書類の写し)	様式継第2号
	(10) 実務経験 (内部)	20注)	・本人が所属する団体内部のCALS/EC導入政策立案やアクションプログラム策定、電子納品や電子入札のための環境整備・導入・技術指導の業務を担当すること。	なし	様式継第2号
	(11) 実務経験	10	・外部の組織、機関から電子納品支援・電子成果品作成代行業務を受注し、電子成果品の作成を10件以上担当すること。	様式継第2号-1 (代行業務10件のみ記載)	様式継第2号
	(12) 論文、報告等の 執筆	30×回数	・外部に公開された出版物に掲載され(執筆時でなく公開時の実績とする)。 ・タイトル、執筆者、要約、掲載誌紙名、巻号、頁、掲載年月日の申告書明記が可能なこと。 ・タイトルまたは要約に、CALS/EC、電子納品、電子入札などのキーワードが含まれるなど、CALS/ECに関わる主題が明確であること。	執筆を確認できる公開資料の写し	様式継第1号
知識研修	(13) 動画等の閲覧	動画等毎に異なる	・CALS/EC資格制度事務局が認定した動画等の閲覧。(動画等毎にポイントを示す)。 ・認定された動画等及びポイント数は、CALS/EC資格制度ホームページに掲載される。	なし	様式継第3号

注) (4)(5)(6)の講師経験において、同一の資料、同一の内容で講習会等を複数回実施しても、講師実務回数は1回の評価とする。
(10)の実務経験において、本人が所属する団体内部で複数の実務を経験しても、実務経験回数は1回の評価とする。

別表 2 継続教育の種類が共通にもつ技術内容

継続教育の種類	技 術 内 容
講習会への参加／ 委員会等の活動／ 実務経験／ 知識研修	CALS/EC の概念、導入経緯、導入方法、必要性に関わる知識と技術 電子調達システムに対する知識と技術 電子納品システムに対する知識と技術 情報の標準化に関する知識と技術 情報共有の概念とシステムに対する知識と技術